

福祉共済、団体定期保険共済にご加入の機会は、今だけです!!

加入手続きは 本会へ入会后 1年以内です。

ご加入後はいつでも解約できますが、再加入はできません。

福祉共済

★70才以上は掛金0円 終身保障★

加入金は、加入時 38才以下 10,000円、
加入時39才は35,000円～1才ごとに25,000円の加算
掛金は年齢により 月額6,000円～13,000円

県歯が認可特定保険業の認可を受けて運営する「安心の共済制度」です。
充実の内容で、この共済一つで いろいろな万が一 に対応しています。



★病気やケガをしたとき

入院給付金	69才以下	1日につき 30,000円 (180日まで)
	70才以上 75才未満	1日につき 14,000円 (180日まで)
	75才以上 80才未満	1日につき 12,000円 (180日まで)
	80才以上	1日につき 10,000円 (180日まで)
自宅療養給付金	70才未満	1日につき 15,000円 (180日まで)
	70～74才	1日につき 5,000円 (180日まで)

※自宅療養給付金には30日間の免責があります。

入院に引き続きの場合は免責なしで1日目から給付対象になります。

★死亡のとき、高度障害になったとき



39才以下	2,500万円	40才～44才	1,500万円
45才～49才	1,200万円	50才～59才	900万円
60才～69才	600万円	70才～74才	150万円
75才以上	60万円		

※69才以下の場合は加入金減額分が控除されます。

★火災や災害で診療所や自宅に被害があったとき

全焼、全壊、水没流失	1,000万円
大規模半壊	750万円
半焼、半壊	500万円
床上浸水	200万円以下
床下浸水、一部損壊等	100万円以下



★解約したときは掛金の一部が戻ってきます

33,000円 × 加入年数 × 10%

(加入期間5年以上かつ69才以下で解約される場合)

※共済金を支払わない場合や削減して支払う場合があります。重要事項説明書を良くお読みください。

※本共済制度の負担金は必要経費に算入することはできません。

また、受け取った給付金は一時所得としての申告が必要です。

団体定期保険共済

掛金は 月額4,000円

県歯科医師会が団体で一括加入している生命保険です。

死亡・高度障害

39才以下	2,000万円
40才以上49才以下	1,200万円
50才以上59才以下	750万円
60才以上69才以下	400万円
70才以上75才以下	300万円



配当金や解約返戻金はありませんが 保険料は年齢に関係なく一律です。

医事賠償責任共済

掛金は 年額600円

医師賠償責任保険の、保険会社で免責になる部分の給付を行う共済制度です。

万が一の「医療事故?」「患者さんとトラブル!」どうする!?



まずは県歯の 医事処理委員会 へご相談ください。ベテラン委員が対応します。



さらに県歯委託の保険会社や弁護士のサポート体制もバッチリで安心。



さらにさらに!!

この共済で保険不担保部分について1事故あたり1,000万円を限度に保障。

(※共済金額は委員会の拠出金基準によりお支払いします。)

この共済は、医師賠償責任保険にご加入の先生が対象です。

※県歯の団体加入以外の医師賠償責任保険にご加入の方も対象になります。

※共済金を支払わない場合や削減して支払う場合があります。重要事項説明書を良くお読みください。

※本共済制度の負担金は必要経費に算入することはできません。また受け取った給付金は一時所得としての申告が必要です。

※団体定期保険共済は生命保険料控除証明書をお送りすることができます。ご希望の方はお申し出ください。